兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会 会長 朝日 稔

公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会(以下「本審査会」という。)は、兵庫県知事から平成17年(2005年) 10月11日に審査依頼を受けた兵庫県の投資事業評価要綱第2条第1号の新規事業に係る 審議案件1件及び同第2条第2号の継続事業に係る審議案件19件の合わせて20件につい て、投資事業評価システムに基づき慎重に審査を行った。

審査に当たっては、社会基盤整備の目的に配慮しつつ、事業の必要性、有効性・効率性、 環境適合性及び優先性の観点から評価を行った。なお、継続事業については前回の評価の際 の検討内容、進捗状況なども考慮に入れた。

その結果、河川事業八家川については、事業休止の要因であった地元の了解が得られる見込みとなったことから「再開」することが妥当、その他の継続事業18件については「継続」することが妥当と判断し、また、鉄道事業JR姫新線高速化事業については新規着手することが妥当とした。

さらに、昨年度に引き続き、過去に本審査会で審査し完了した事業のうち代表事例3件について事後評価の報告を受け、意見交換を行った。

各事業者においては、事業実施に当たり、下記の本審査会意見を十分に尊重し、特に個別事業ごとに付記された審査結果に留意のうえ、効果的で効率的な公共事業の一層の推進に努められたい。

記

審査全般を通じた共通意見について

- 1 総務省が7月に発表した住民基本台帳を基にした人口動態では、統計上はじめて男性 人口がわずかながら減少し、人口減少社会が目前に迫っている状況が明らかになった。 このような我が国が初めて経験する社会情勢の中で社会基盤の整備を進めるに当たって は、現在の県民ニーズを的確に踏まえることはもとより今後の動向についても洞察し、 より一層効率的な事業執行に努められたい。
- 2 社会基盤には、多彩な交流社会の実現を目的とする交通基盤としての鉄道と道路のように、その機能が競合するものもある。厳しい県財政の状況のなかでは真に必要でかつ有効な予算配分を行っていく必要がある。このため、このような施設の整備に当たっては、社会経済情勢を踏まえた地域の将来像を見据え投資効果を見極めながら、整備の優先性について十分に検討されたい。

- 3 住民の安全と安心を守るために必要な防災事業が県内各地で推進されているが、その中で地域住民の理解が得られないため着手できず、実際に被害を受けたケースが見受けられた。防災上必要な事業については、県の責務として、県民の災害に対する認識を高める施策を展開することにより、事業に対する理解と協力を得て、早期に実施するよう努められたい。
- 4 地球温暖化による影響もあり、時間 5 0 mm を越えるような豪雨が頻発したり、海面 水位の上昇が観測されたりするなど、自然条件が従来と変化してきている。河川、海岸 など防災事業の実施計画策定のための自然条件設定については、新しい状況を踏まえな がら長期的な視野で検討し、適切な条件の設定に努められたい。
- 5 各事業とも有効性を示す指標のひとつとして費用便益比(B/C)を算出しているが、 その手法は国が事業別にマニュアルを定めており、県もそれに基づき算出している。しかし、事業によっては計上する便益項目に疑問があるものもあり、地域特性などに合致 したより現実的な算出方法を検討し、国が定めるマニュアルに反映できるよう努められたい。
- 6 公園や鉄道事業など、施設利用者の増加により整備効果が発現される事業については、 県が施設の利活用促進を図る施策を展開することはもとより、関係市町、なかでも地域 住民、団体及び事業者などとの連携により、利用者の立場に立った施設情報の発信など を行うとともに、それぞれが主体的に利活用促進の取り組みを実施できるような仕組み づくりについても一層促進されたい。

個別案件の審査結果について

【継続事業】

1 道路事業

- (1) (国) 1 7 3 号平野山下拡幅 (川西市)
- (2) (国) 3 7 2 号日置バイパス (篠山市)
- (3) (国) 3 7 2 号丹南バイパス (篠山市)
- (4) (国) 3 7 2 号野村河高バイパス (社町~滝野町)
- (5) (国) 3 7 2 号小原豊国バイパス (姫路市)
- (6) (国) 2号姫路西拡幅(姫路市)

これらの事業は、現道の線形不良・幅員狭小などの課題を解消するバイパス整備または現道拡幅事業で、交通事故を防止するとともに渋滞を解消し、安全で円滑な道路交通 を確保するものであり、今後とも必要と認められるため、事業継続は妥当である。

なお、事業効果の発現のため、早期に事業完了するよう努められたい。

2 林道事業

(7) 千ヶ峰・三国岳線(朝来市~加美町)

本事業は、林業生産性の向上を図るとともに、水源かん養、山地保全、環境保全など 森林の多面的機能の持続的発揮及び山村地域の活性化を図るものであり、今後とも必要 と認められるため、事業継続は妥当である。

しかしながら50年、100年後の森林・林業の長期的な数値目標とそれを達成すべき計画が策定されていない。速やかに長期的な整備方針を策定するとともに、全県的に国際的な森林利用・管理機関である「森林管理協議会〔FSC(Forest Stewardship Council)〕」や日本での「緑の循環認証会議」等の認定を受けるなど、県産木材の販路を拡大する施策を推進されたい。

また、事業着手後10年が経過しているにも拘わらず、事業の進捗率が低いため、予算の重点配分を図るなど早期に事業完了するよう努められたい。

さらに、林道整備に伴う費用便益比は国が定めるマニュアルに基づき算出しているが、 木材生産便益以外の治水効果など副次的な便益の算入については、今後、現実的で合理 的な評価方法となるよう国や関連部局と協議しながら検討されたい。

3 漁港事業

- (8) 家島漁港(家島町)
- (9) 室津漁港 (たつの市)

これらの事業は、安全な漁業活動の確保、就労環境の向上及び水産物生産コストの低減を図るものであり、今後とも必要と認められるため、事業継続は妥当である。

なお、事業効果の発現のため、早期に事業完了するよう努められたい。

4 河川事業

(10) 八家川(姫路市)

本事業は、高潮による浸水被害を防止し、住民が安全で安心して生活できる環境を確保するものであるが、平成13年(2001年)10月の本審査会で、地元の合意が得られておらず合意形成に時間を要することから、事業休止もやむを得ないとしていた。

昨年度、高潮による二度の浸水被害を受けたこともあり、本事業に対する地元の理解が得られる見込みになったことから事業再開は妥当である。

なお、事業効果の発現のため、早期に事業完了するとともに、本事業と同時に休止した上流部の河川改修についても、事業に係る説明責任を積極的に果たすことにより、県民の理解と協力を得て、早期に事業着手するよう努められたい。

5 港湾事業

(11) 東播磨港改修(重要) 二見地区(明石市)

本事業は、市街地と埋立地を結ぶ道路及び耐震化した橋梁を整備し、渋滞の緩和を行い港湾利用の促進を図るとともに、防災機能の強化を図ろうとするものであり、今後とも必要と認められるため、事業継続は妥当である。

(12) 姫路港 廃棄物処理 網干沖地区(姫路市)

本事業は、姫路港等の航路、泊地の浚渫による海上物流の安全性確保、及び有機汚泥除去による港湾の環境改善を図るために、浚渫土砂等を受け入れる処分地を整備するものであり、今後とも必要と認められるため、事業継続は妥当である。

なお、事業推進に当たっては、埋め立てに適切でない有害物質を含む廃棄物が混入することのないよう十分に監視されたい。また、埋め立て後の土地利用については地元のニーズを把握したうえで検討し、有効な土地利用ができるよう努められたい。

(13) 相生港改修(地方) 鰯浜地区(相生市)

本事業は、係留施設及びふ頭用地を整備することにより、効率的な漁業活動を支援し、漁業の発展及び地域の活性化を図るものであり、今後とも必要と認められるため、事業継続は妥当である。

(14) 家島港改修(離島・地方) 家島地区 (家島町)

本事業は、防波堤・係留施設等を整備することにより、無秩序に係留されている石材運搬船を整理し、島民の本土への唯一の足である離島航路の安全性・定時性を確保するものであり、今後とも必要と認められるため、事業継続は妥当である。

6 海岸事業

- (15) 尼崎西宮芦屋港海岸 高潮対策 内港地区(尼崎市)
- (16) 福良港海岸 高潮対策 福良地区(南あわじ市)
- (17) 姫路港海岸 高潮対策 浜田地区(姫路市)

これらの事業は、護岸、胸壁などを整備することにより、高潮による浸水被害を防止 し住民の安全と安心を確保するものであり、今後とも必要と認められるため、事業継続 は妥当である。

なお、尼崎西宮芦屋港及び福良港については進捗率が低いことから、事業箇所の重点 化などによる予算の集中配分を図り、事業効果の早期発現に努められたい。

(18) 尼崎西宮芦屋港海岸 海岸環境整備 内港地区(尼崎市)

本事業は、老朽化した既設護岸の改良とあわせ、遊歩道、植栽等を整備し、海岸保全施設の補強を行うとともに、親水空間形成と環境改善を図り、快適な海岸空間の利用を図るものであり、今後とも必要と認められるため、事業継続は妥当である。

なお、遊歩道などの海岸空間の利用を促進するために、鉄道などの公共機関からのアクセス道路の整備や案内看板の設置など、関連市と連携して施設の利用促進に努められたい。

また、事業の便益算出にはアンケート結果を利用する C V M (仮想市場法)を使用しているが、この手法を適用するにはアンケートの対象地域の選定が不適切であり、その結果として有効回答が極めて少数となっている。今後、B / C の算出方法については C V M の採用の可否も含めて検討すべき課題である。

7 公園事業

(19) 丹波並木道中央公園(篠山市)

本事業は、「森」をテーマに快適な生活環境づくりを目指した「丹波の森構想」(1985)を基本理念に丹波地域活性化の拠点整備を進めているものである。さらに地域ビジョン(2001)などに盛り込まれた地域ニーズを公園計画に反映するとともに、「使う」視点から住民参加プログラムを継続実施するなど新たな時代の要請も取り入れており、今後とも必要と認められるため、事業継続は妥当である。

なおこの際、丹波地域の持つポテンシャルを公園運営の活性化に反映させるため、広域的観点に立って、地域が個性的な運営を行っている「丹波の森公苑」等周辺施設との相互連携を図るなど、地元市、なかでも地域住民、団体及び施設管理者の一元的なネットワークの構築について検討されたい。

また、丹波地域だけではなく他地域からの利用増進も促すため、今後も由緒ある古民家の移築など丹波地域の文化を導入し公園独自の魅力を構築するとともに、公園の具体的利用方法が容易に理解できるよう利用者の立場に立って広く情報発信することも検討されたい。

【新規事業】

8 鉄道事業

(20) JR姫新線高速化事業(姫路市~佐用町)

鉄道事業は、本来ならば事業者の経営努力により実施されるべきものであるが、地域の魅力の向上や活性化に資する施策で、採算性の面から事業者が単独で実施することが困難なものについては、県や沿線市町が補助を行っているケースもある。本事業も、西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本)単独では事業化が望めないところ、本事業を通じて鉄道の速達性、快適性を向上させることで、公共交通の利用促進と沿線地域の活性化を図るものであり、事業着手は妥当である。

なお、本事業は、JR西日本の新車両の導入に対しても資金負担を前提に調整していることから、以前の加古川線電化の際の地元の協力や対応なども参考にするとともに、 車両の段階的導入など、県の負担軽減について工夫されたい。

また、JR西日本については先の尼崎における事故を肝に銘じ、安全確保に十分に配慮して二度とあのような事態が生じないよう、県として引き続き強く要請されたい。

さらに、今後、事業効果を高めるために、JR西日本に対して利用促進につながる運行本数増を強力に働きかけるとともに、事業完了後も含めて利用者を増加させる努力を続けることが必須であり、このため、地元市町などとの連携による駅周辺のまちづくりやイベントの開催など、利用促進のための取り組みを継続して実施されたい。

事後評価の報告について

過去に本審査会で審査され、平成12年度に完了し5年が経過する事業のうち2事例と昨年度の台風23号に対しての効果を検証するための1事例の計3事例に対し、県が行った事後評価について、意見交換を行った。以下にその概要を記載する。

(1) ダム事業 成相・北富士ダム(南あわじ市)

本ダムは、三原川沿川の洪水被害を防止し、河川維持用水や灌漑用水などの補給、水 道用水の補給を目的に建設されたものである。

このダムの洪水調節により、平成16年(2004年)の台風23号の平均最大時間雨量64mmの豪雨による浸水を約60ha低減したと想定される。また、平成17年(2005年)は、農作物などに被害が生じた平成6年(1994年)と同程度の渇水であったが、このダムの用水供給により農作物などに被害が生じなかった。さらに、ダム周辺は水と緑のオープンスペースとして地域住民のレクリエーションなどに利用されている。

これらのことから当初期待された事業の効果が十分発現されているものと判断できる。

(2) 砂防(地すべり)事業 名谷中山地区(神戸市垂水区)

本事業は、地すべりによる被害を未然に防止し、地域住民の安全・安心な生活環境を確保することを目的に実施されたものである。

地すべり対策事業実施後、平成15年(2003年)の8月、300mm/月の降雨を経験しているにも拘わらず地すべり現象が見られないことから、事業の効果が発現されているものと思われる。

しかしながら、事業実施前後において降雨による地盤変動状況などのデータが示されていないため、事業実施による明確な効果が確認できない。

今後は事業実施前後の観測を行い、事業のより定量的な効果が確認できるよう努めるべきである。

(3) 海岸事業 多賀海岸(淡路市)

本事業は、護岸改良による防災機能の向上を図るとともに、親水性豊かな海岸の整備による海水浴など多面的な海岸の利用を図ることを目的に実施されたものである。

事業完了後から現在にわたり、養浜汀線に大きな変化はなく、侵食が防止されるとともに、背後地への越波も観測されていない。さらに、平成16年(2004年)の年間海水浴客数も予測の27.900人を越える30.400人を記録している。

これらのことから当初期待された事業の効果が十分発現されているものと判断できる。 なお、過去に海浜が消失していることから、引き続き定期的な汀線や海浜の状況の観 測を継続し、適切な維持管理に努めるべきである。

今後は、事業効果を説明するために各種データの蓄積を事業の前後において続けるとともに、事前・事後の評価のあり方に資するよう評価項目の選定や評価指標の整備を含めて評価方法を充実させる必要がある。その上で社会基盤整備の一層の効率的な推進に資することを期待する。